マリンフード株式会社
株式会社京進
一丸ファルコス株式会社
岩田屋フード株式会社
ポルシェジャパン株式会社
株式会社ベアック
株式会社エフシイズ
春貴株式会社
信越明星株式会社
株式会社あきんどスシロー
自然エンジニアリング株式会社
株式会社ヨドバシカメラ
株式会社アタゴ
株式会社リベロ
株式会社アルテカ
株式会社金太郎カンパニー
たち建設株式会社
有限会社イーリスコーポレーション
リストデベロップメント株式会社
株式会社サカモト
東急不動産株式会社
株式会社メガ
株式会社ＮＦＴ

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

リゾートトラスト株式会社
株式会社ツー・ナイン・ジャパン
ゼロワットパワー株式会社

褒章条例第二条により褒状二枚を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故吉岡順遺族　吉岡　昌一
故久保修一遺族　久保　初美
故蘆田道昭遺族　蘆田　信夫
故水田隆男遺族　水田知恵子
故原茂雄遺族　原　琴子
故服部稔遺族　服部　好治

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年七月三十日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故田中敦子遺族　田中　幸政

褒章条例第六条により木杯一組台付を授ける

官庁報告

官庁事項

牧港補給地区の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第四十四条第二項の規定による裁決申請書の添付書類中省略された部分の補充及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県浦添市字城間前原	一九四番	雑種地

三　縦覧場所

沖縄県浦添市安波茶一丁目一番一号　浦添市役所

四　縦覧期間

令和七年八月十八日から同年九月一日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

令和七年八月十八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

那覇港湾施設の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項及び第四十七条の四第二項の規定により公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について

沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、令和七年四月十一日に土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県那覇市住吉町三丁目	七二番	宅地
沖縄県那覇市住吉町三丁目	三二八番	宅地

三　縦覧場所

沖縄県那覇市前島三丁目二四番地三の一　沖縄防衛局那覇出張所

四　縦覧期間

令和七年八月十八日から同年九月一日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出

土地収用法第四十三条及び第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

令和七年八月十八日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月十八日

東北地方整備局長　西村　拓